

特許法施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和 6 年 1 月
特 許 庁

1. 省令案の趣旨

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）の一部の施行に際し、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成 2 年通商産業省令第 41 号。以下「特例法施行規則」という。）について必要な規定の改正を行う。

2. 省令案の概要

(1) 特許法施行規則の改正

特許出願の願書に記載すべき事項を定めている特許法施行規則第 23 条について、特許出願に係る発明が、経済安全保障推進法第 66 条第 1 項の規定により政令に委任された付加要件に該当するか否かを判断するため、当該発明が、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 22 条第 1 号の適用を受けるものである場合には、その旨を願書に記載すべきこととする旨の改正を行う。

また、これに伴い特許法施行規則第 74 条の 2 及び同令様式第 26 について、必要な規定の整備を行う。

(2) 特例法施行規則の改正

出願ソフトを使用してオンラインで閲覧（以下「オンライン閲覧」という。）をすることができる対象については、特例法施行規則第 34 条の 5 で定められているところ、経済安全保障推進法第 70 条第 1 項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係る手続をオンライン閲覧の対象から除くため、特例法施行規則第 34 条の 5 の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

令和 6 年 2 月中	公布
令和 6 年 5 月 1 日（水）	施行